

# 名古屋港管理組合公報

令和3年9月1日  
(水曜日)  
第50号

## 目次

○名古屋港水族館条例施行規則の一部を改正する規則	1
○名古屋港ポートビル施設の供用再開	2

## 規 則

名古屋港水族館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和三年九月一日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

### 名古屋港管理組合規則第十二号

名古屋港水族館条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋港水族館条例施行規則（平成四年名古屋港管理組合規則第十五号）の一部を次のように改正する。  
第六条第二項中「交付」を「発行」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 名古屋港管理組合告示第33号

令和3年名古屋港管理組合告示第29号で供用休止した名古屋港ポートビル施設は、次のとおり供用を再開する。  
令和3年9月1日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

- 再開対象施設  
ポートハウス
- 再開の理由  
港湾関係者のための新型コロナワクチンの職域接種会場としての使用が終了したため
- 再開年月日  
令和3年9月1日

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合